

令和6年度寒河江市高齢者等在宅福祉事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅要援護高齢者等の福祉の向上と介護者の負担軽減を図るため本市が実施する高齢者等在宅福祉事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、本市に住所を有し自宅で生活する者が、加齢、身体の障がい等により、市長が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）の次に掲げるサービスを利用した場合に、当該サービスの料金の一部を助成するものとする。

- (1) 特殊車両（ストレッチャー及び固定装置を備えた自動車をいう。）による移送サービス（以下「移送サービス」という。）
- (2) 寝たきり高齢者等の自宅を訪問して行う調髪、顔そり等の理美容サービス（以下「訪問理美容サービス」という。）

(利用対象者)

第3条 移送サービスの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
ただし、寒河江市障害者社会参加促進事業要綱（平成23年市要綱）に基づく寒河江市障害者社会参加促進事業の助成を受けている者又は利用対象者及び次条に規定する申請時点で利用対象者と同一世帯に属する者の市民税所得割額の合計額が16万円以上の者を除く。

- (1) 65歳以上の者で、ねたきり等の理由により一般の交通機関を利用することが困難なもの
- (2) 下肢、体幹又は移動機能の重度身体障害者で一般の交通機関を利用することが困難なもの

2 訪問理美容サービスの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

る。

(1) 65歳以上の者で、ねたきり等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なもの（別表第1の障害高齢者の日常生活自立度がランクB又はCの者）

(2) 心身の障がい、疾病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なもの

（利用の申請）

第4条 事業を利用しようとする者又はその家族等は、移送サービス利用者証交付申請書（様式第1号）又は訪問理美容事業利用者証申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用者証及び利用券）

第5条 市長は、申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、第3条に規定する利用対象者に該当すると認められたときは、令和6年度寒河江市移送サービス利用者証（様式第3号）又は令和6年度寒河江市訪問理美容サービス利用者証（様式第4号）（以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、利用者証を交付した者に対して、寒河江市移送サービス利用券（様式第5号。以下「移送利用券」という。）又は寒河江市訪問理美容サービス利用券（様式第6号。以下「理美容利用券」という。）を交付するものとする。

3 移送利用券及び理美容利用券の交付は、前条に規定する申請月に応じて、1人につき別表第2にそれぞれ定める枚数とする。

（助成額及び利用方法）

第6条 市は、移送サービスを利用した者（以下「移送利用者」という。）に対し、移送利用券1枚につき、基本料金（所要時間30分当たり5,190円。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている利用者については、所要時間30分当たり4,660円。）に2分の1を乗じて得た額（10円未満切捨て）を助成す

るものとする。この場合において、移送サービスの利用に係る手続は次のとおりとする。

- (1) 移送利用者は、事前に指定事業所とサービスを受ける日程を調整し、当該サービスを利用したときは、移送利用券を指定事業者に出し提出しなければならない。
- (2) 移送利用者は、移送サービスの利用 1 回につき移送利用券を 2 枚まで使用することができる。ただし、移送利用券を 2 枚使用することができるのは、移送サービスの利用 1 回につき利用時間が 30 分を超える場合に限る。

2 市は、訪問理美容サービスを利用した者（以下「理美容利用者」という。）に対し、理美容利用券 1 枚につき、1 回の訪問理美容サービスに係る理美容利用者の居宅（以下「居宅」という。）までの移動に要する費用を助成するものとする。この場合において、訪問理美容サービスの利用に係る手続は次のとおりとする。

- (1) 理美容利用者は、事前に指定事業所とサービスを受ける日程を調整し、当該サービスを利用したときは、理美容利用券を指定事業者に出し提出しなければならない。
- (2) 市が助成する居宅までの移動に要する費用の額は、その移動距離にかかわらず、1 回の訪問につき 1,000 円とする。

（助成金の支払い）

第 7 条 指定事業者は、毎月 7 日までに移送利用者又は理美容利用者から受け取った前月分の移送利用券及び理美容利用券（以下「利用券」という。）を取りまとめ、前条に規定する助成額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、これを審査し、適当と認められるときは、30 日以内に指定事業者に出し助成金を支払わなければならない。

（助成金の返還）

第 8 条 市長は、虚偽その他不正な行為により利用券の交付を受け、又は利用券を不正に使用した者があるときは、その者に対し、利用券の返還を求めるとともに、既に使用した利用券に係る助成金の全部又は一部について返還を求めることができる。

(利用券等の返還)

第 9 条 利用者証及び利用券の交付を受けている者が、第 3 条に規定する利用対象者でなくなったときは、速やかに利用者証及び未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2. 介助により車いすに移乗する。
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力では寝返りもうたない。

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない（平成 3 年 1 1 月 1 8 日老健第 1 0 2 - 2 号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知を改訂）

別表第 2

移送サービス

交付申請月	利用券交付枚数 (年間 1 人当たり)
4 月	1 2 枚
5 月	1 1 枚
6 月	1 0 枚
7 月	9 枚
8 月	8 枚
9 月	7 枚
1 0 月	6 枚
1 1 月	5 枚
1 2 月	4 枚
1 月	3 枚
2 月	2 枚
3 月	1 枚

訪問理美容サービス

交付申請月	利用券交付枚数 (年間 1 人当たり)
4 月～ 9 月	4 枚
1 0 月～ 3 月	2 枚